

提案基準31 「大規模な太陽光発電設備の付属施設」の取扱いについて

基本事項	申請者	住所	
		氏名	
	申請場所		
	敷地面積	m ²	
	用途		
	延べ面積	m ²	
適用の範囲	<input type="checkbox"/> 出力が1メガワット以上の大規模な太陽光発電設備を設置し、太陽光発電を行う上で必要不可欠な付属施設を建築する場合であること。ただし、太陽光発電設備が建築基準法上の建築物に該当しないものであること。		
付属施設の用途	<input type="checkbox"/> ()		
付属施設の規模	<input type="checkbox"/> 管理施設及び変電設備を設置する施設等であること。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電を行う上で必要不可欠なものであること。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備に対して過大でなく、適切な規模であること。 <input type="checkbox"/> 蓄電設備を設置する施設や啓発施設を含んでいないこと。		
添付図書	<input type="checkbox"/> 出力が1メガワット以上であることがわかる図書 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設の配置図 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の付属施設であることがわかる図書		
備考	<p>・□にチェックを入れてください。</p>		